

カナダへ渡航される方へ

植物防疫所からのお知らせ

毎年、日本から観光や商用でカナダに行かれる方が数多くいらっしゃいます。

日本からカナダへ持ち込む植物(果物・野菜等)には、カナダで規制されているものもあります。日本からのおみやげが、持ち込みができず放棄することにならないよう、出国前にカナダの規制を調べておく必要があります。

また、カナダにはさまざまな植物(果物・野菜等)がありますが、同時に日本にはいない「植物の病気や害虫」も発生しています。これらが日本に侵入すると、農業や緑などに大きな被害が出る可能性があるため、植物の日本への持ち込みにはいろいろな制限が設けられています。この規制は旅行者がおみやげとして持ち帰るものにも適用されます。

この規制を知らずに、持ち込みできないものを持ち帰り、帰国時にそれらを放棄しなくてはならない事例も数多く起きています。

1. 日本からカナダへの植物の持ち込みについて

諸外国でも日本と同様に、自国に病害虫を侵入させないために「植物検疫」を行っています。国や植物の種類によって「輸入禁止」「検査」「消毒」などさまざまな条件が設けられており、日本から植物を持ち出す際には輸入国の検疫要求に合っているかどうかについて植物防疫所で確認しています(輸出検疫)。

諸外国の植物検疫条件については改正されることがあるため、植物防疫所ホームページやこのお知らせに掲載した内容も変更となる可能性があります。詳しいことや不明なこと等については、植物防疫所または渡航先の政府機関等にご確認ください。

輸出検疫を受けるには？

輸出検疫を受ける場合は、「植物等輸出検査申請書」を検疫を受けようとする植物防疫所に提出してください。

輸出検疫は全国の海港や空港に所在する植物防疫所で行います。

輸出検疫はまず、輸入国の輸入禁止品に該当しないか、輸入国から特別な検疫を要求されていないかどうかを確認します。輸入国の検疫要求に応じて、検疫対象の病害虫の付着や寄生の有無について、さまざまな検疫を行います。栽培地での検査や特別な検疫条件が要求されている植物は、検疫に長期間を必要とすることがありますので、詳しくは、お近くの植物防疫所へお問い合わせください。

この輸出検疫に合格したものについて、「植物検疫証明書(Phytosanitary Certificate)」が発給されますので、この証明書を輸出植物に添付し輸出してください。

輸出検疫にはどれくらいの時間がかかるの？

輸入国から栽培地検査や特定の室内検定などの特別の要求がない植物の場合には、それほど時間はかかりません。ただし、出国当日に空港の植物防疫所で検疫を受ける場合は、混雑時には通常よりも長い時間がかかることもありますので、検疫を希望される方は事前にご連絡をいただきますよう、ご協力をお願いします。



輸出検疫を受けずに植物を持ち出したらどうなる？

植物防疫法では、輸入国が輸出国の検疫証明を必要としている場合、その検疫に合格したものでなければ輸出できないと定めています。また、検疫を受けずに輸出した場合、それが輸入国の輸入禁止品に該当したり、輸入のための要求を満たしていない場合には、輸入国の法律によって処分されることがあります。あらかじめ輸出検疫が必要かどうかについては、お近くの植物防疫所にお尋ねいただくか、又は輸入国の植物防疫機関に直接お問い合わせください。

他の国にも同様な規制があるんですか？

諸外国から我が国に対して、さまざまな植物検疫上の要求(輸出条件)が来ています。

植物防疫所ホームページでは、主な国からの要求事項を検索することができます。ホームページの「統計・情報データベース」のうち「輸出入条件に関するデータベース」をご活用ください。

輸出入条件に関するデータベース

URL: http://www.pps.go.jp/inss/pps/srchinfo/srch_top.jsp

カナダへ持ち込めない植物は？

カナダが持ち込みを禁止している主な植物等です。

・次の植物の苗、穂、葉、枝や球根
トマト、ナス、ジャガイモなどの野菜類
ナシ、リンゴなどの果樹類
サクラ(花粉も含む)、マツなどの樹木類

・次の植物の種子
サクラ、クロウメドモクシ、ヒイラギナンテンなど

・次の植物の生果実
ナシ、リンゴ、ブドウ、イチゴなど

・土、砂、土類似物やこれらの付着した植物、樹皮付き
の木材、陸生カタツムリ

注:ここに記載のないものや不明な点は、植物防疫所にお問い合わせください。

2. カナダから日本への植物の持ち込みについて

植物検疫の対象となるもの

- 種・球根・苗・苗木(穂木)
- 切花・切り枝・ドライフラワー
- 果物・野菜・穀類・豆類・香辛料・薬用植物
- 植物を材料としたもの



カナダからの日本への持ち込みができないものは？

カナダには、**日本が侵入を警戒している植物の病気や害虫の発生**が確認されています。これらの病害虫を侵入させないために、日本に持ち込むことができない植物があります。

果物

アンズ、サクランボ、スモモ、ナシ、マルメロ、モモ、ネクタリン、リンゴ、クルミ、カリン、ピワなどの生果実は、日本へ持ち込むことが禁止されています。



種子等

エンドウ、インゲンマメ、トウモロコシの栽培用種子、また、ラッカセイなどの生植物の地下部は、輸出国(カナダ)の栽培地検査を受け、その証明書をつけなくてはならないため持ち帰ることが難しいです。

野菜

ジャガイモ、ナスなどのナス科植物の生茎葉、生果実、生塊茎などの地下部は、日本へ持ち込むことが禁止されています。

そのほかにも「土」「土の付いた植物」「ムギワラ」「イネワラ・モミガラが含まれるもの」「植物病原体・害虫」なども日本へ持ち込めません。

ここに記載のないもの、詳細については最寄りの植物防疫所までお問い合わせください。

カナダから何が持ち込めるの？

<果物>

ブルーベリー、イチゴ等のベリー類

<野菜>

キュウリ、トマト、シャロットなど

<その他>

コメ、エンバク、オオムギ、コムギ、ライムギ、トウモロコシ、ソバなど

* これらのものについても**検査を受け、病気や害虫、土などが付着していないことの確認**を受ける必要があります。

詳細については最寄りの植物防疫所までお問い合わせください。

植物検疫を受けないと罰金？逮捕？

「植物防疫法」では植物類を海外から持ち込む際には、必ず植物防疫官の検疫を受けなくてはならないことになっています。

万一、知らずに輸入が禁止されているものを持ち帰ってしまったとしてもこの検疫(検査)の際に「禁止品の放棄」をいただければ、直ちに何らかの罰則が適用されることはありません。

問題となるのは、持ち主の方が何ら申告をせずに税関での入国手続きをおこなってしまう、または虚偽の申告をした場合です。この場合、申告義務を怠ったと見なされてしまうことがあります。また、「個人用だから」「少量だから」といった理由で植物検疫を受けない場合も申告義務違反になります。

植物類を持っている場合は**必ず税関検査の前に植物検疫を受けてください。**

- ・申告をすれば罰則はありません
- ・申告をしない場合には罰則が適用されることがあります

植物検疫はどこで受けるの？

日本への入国時に手荷物として植物類をお持ちの方は、ご自分の手荷物を持って、税関ブースを通る前に植物検疫を受けてください。植物検疫カウンターは税関ブースの手前に設置されています。



主な問い合わせ先(空港内)

成田支所(成田空港)第1PTB 0476-32-6694
第2PTB 0476-34-2352

中部空港支所 0569-38-8433

関西空港支所 0724-55-1936

福岡空港出張所 092-477-7575

那覇空港出張所 098-857-0054

お問い合わせください！

この作成物について、または植物の輸入・輸出等に関することについて疑問点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

また、『植物防疫所ホームページ』では、お近くの植物防疫(事務)所の連絡先や、植物検疫に関する様々な情報を掲載しております。日本語でインターネットを利用できる環境であればどこからでも見ることができますので、是非ご利用ください。

URL: <http://www.pps.go.jp/>